

情産 R4-112

令和 4 年 6 月 14 日

デジタル大臣 牧島 かれん 殿

一般社団法人 情報サービス産業協会

会長 原 孝



「デジタル社会への円滑な移行」に向けた提言

情報サービス産業は、情報システムの構築と運用、ソフトウェア・IT サービスの開発と提供などを行う事業者で構成されています。その規模は売上高で 27 兆円、従業員数は 113 万人に達し、我が国の経済社会基盤である IT インフラを支えるプロフェッショナルな技術者集団です。

そして、(一社) 情報サービス産業協会は、こうした業界の売上高の約 4 割、従業員数の約 3 割を占める事業者を会員企業として全国に有しております、我が国において、この業界を代表し、政府と一体となって、「DX の推進」を積極的に先導すべき立場にあると自負しております。

特に、昨年度からは、2030 年に向けて「デジタル技術で「人が輝く社会」を作る」をスローガンに掲げ、デジタル技術を用いて地方創生などの社会的課題の解決に貢献する具体的な道筋を、会員企業全員で活発に議論し、実践しようとしているところです。

さて、政府は、令和 3 年 12 月 24 日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を公表されました。

この「重点計画」では、地方公共団体の職員の IT 関係の負荷の軽減、行政の効率化等を目指す、基幹業務等システムの「標準化」を推進するとともに、迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するための「ガバメントクラウド」をデジタル庁が整備することとされています。

私どもとしても、こうした取り組みは積極的に推進されるべきであり、我が業界として、最大限の協力を惜しまぬものであります。

しかしながら、「標準化」や「ガバメントクラウド」への移行に向けた実現可能なスケジュール及び移行後の運用における全国各地域に多く存在する中小企業性の高い事業者（以下、「地域ベンダー」）、地方公共団体向けアプリケーションシステムを開発・販売する企業（以下、パッケージベンダー）の役割が、現時点で未だ明確にされておらず、行政サービスの安定的な運営を支えてきた地域ベンダーの間に今後の事業活動の継続に対する危機感と不安が広まっております。

そこで、弊協会としては、政府と一体となって、市民にとって利便性が高く、高品質な自治体行政サービスの実現を図る観点から、下記のとおり提言するものであります。

記

1. 国、地方公共団体、事業者による連携・協力体制の構築について

全国の市区町村の 94%を占める人口 20 万人未満の小規模な地方公共団体では、情報担当職員が 6 人以下というのが実情です。

その限られたマンパワーでシステムの統一・標準化はもとより、行政手続のオンライン化、AI・RPA の活用、テレワークの導入などの DX 関係の業務のほか、情報関係以外の業務を兼務することもあり、地域ベンダーの支援を必要としています。

そのため、今般の「標準化」や「ガバメントクラウド」への移行は、地方公共団体のみならず、これを支える地域ベンダーにとっても大きなイベントとなっており、迅速かつ確実に実現するために地方公共団体と共に一層の連携を図りながら取組んでいるところです。

【提言】

目指すデジタル社会の実現に向けて「重点計画」を力強く推進するためには、弊協会の会員である地域ベンダー・パッケージベンダーなどの参画が不可欠です。

是非、早期に、弊協会を通じて、デジタル庁と地域ベンダー・パッケージベンダーとの連携・協力体制を構築し、継続していただきたいと存じます。

2. 標準化されたシステムの稼働時期の柔軟な対応について

「標準化」を進めていくには、以下のような大きな課題が予想されるため、目標時期（令和 7 年度）にこだわりすぎると、安定した住民サービスを提供できなくなることが懸念されます。

課題①：大規模な作業の発生

標準化されるシステムは、税や健康管理、戸籍などの住民生活に極めて密接したデータを扱っており、全てのデータが間違いなく移行されたか、新システムで確実に処理できているか、関連する非標準化のシステムと正しく連携できているかの確認に係る大規模な作業が発生します。また、多くの地方公共団体では複数の地域ベンダーが業務を運用しており、業務を標準仕様書に合わせるために、地域ベンダーごとに事務プロセス・手順の見直しが必要になり、膨大な調整作業が発生することになります。特に小規模自治体では、IT に精通した職員が極めて少なく、この様な作業も標準化される業務を委託している地域ベンダーに依存せざるを得ません。

課題②：要員（SE）の不足

社会全般における活発な情報化投資により、情報サービス業界では人材不足が恒常化

しています。上記のように地方公共団体が一斉に標準化に向けた作業に入ると、地域ベンダーの要員も不足し、十分なサポートができない恐れがあります。

【提言】

標準化やガバメントクラウドへの移行は、地方公共団体ごとに事情が異なるため、スケジュール、進め方につきまして複数の選択肢を認めていただくようお願いいたします。特に、スケジュールにつきましては、すべての地方公共団体が安定した運用を実現できるよう目標年度（令和7年度）の弾力的運用をお願いいたします。

また、これに合わせて令和7年度末までとされているデジタル基盤改革支援補助金の実施期間の延長につきましても是非ご検討いただきたいと考えます。

3. ガバメントクラウド上の標準化されたシステムを利用する上で課題について

ガバメントクラウド上に移行した標準化されたシステムを利用する際には、以下のような課題があり、地方公共団体の職員が担わなければならない業務が大幅に増えることが予想され、適切に対応しなければ住民サービスへの影響も懸念されます。

課題③：ガバメントクラウド移行後の運用・マネジメントの拡大

「標準化対象の20業務」及び「付属又は密接に関連するシステム」（以下、標準化システム等）のガバメントクラウドへの移行が実行されると、ガバメントクラウド上での標準化システム等の運用と現行のデータセンターやオンプレミス上での標準化対象外のシステム（以下、非標準化システム）の運用が併存し、新たにクラウドやネットワークの管理、両システムの連携に係る運用なども加わり、地方公共団体が行うべきマネジメントの範囲が大きく拡大しますが、この様な複雑なマネジメントができる職員を有する小規模自治体はほぼ無いのが現状です。

課題④：標準化システム等との連携における仕様・責任区分の明確化

非標準化システムが従来のインフラ上に残ることにより、地方公共団体のシステムでは、分離された標準化システム等と非標準化システムの連携や各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤などが必要になりますが、今までにその仕様や責任区分などは示されていません。

【提言】

共通的な基盤・機能、標準化システム等と非標準化システムの連携及びガバメントクラウドと地方公共団体間のネットワークについて、仕様・責任区分、費用負担の考え方などを早急に明確にしていただきたいと存じます。

また、ガバメントクラウド移行後も、その運用・マネジメントが重要であり、地方公共団体の職員が本務を行いながら、ハード、ソフトウェア、ネットワークの全般に亘る

マネジメントを円滑に行えますよう、デジタル庁、地方公共団体、関係ベンダーの連携や契約関係の整備について弊協会と十分な連携を図っていただくことをお願ひいたします。

以上